

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年9月8日(2005.9.8)

【公開番号】特開2003-12438(P2003-12438A)

【公開日】平成15年1月15日(2003.1.15)

【出願番号】特願2002-153926(P2002-153926)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 7/00

A 6 1 K 7/06

A 6 1 K 7/075

A 6 1 K 7/08

A 6 1 K 7/09

A 6 1 K 7/13

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/18

C 0 7 C 209/12

C 0 7 C 211/63

C 1 1 D 1/62

C 1 1 D 3/20

【F I】

A 6 1 K 7/00 C

A 6 1 K 7/06

A 6 1 K 7/075

A 6 1 K 7/08

A 6 1 K 7/09

A 6 1 K 7/13

A 6 1 K 47/10

A 6 1 K 47/18

C 0 7 C 209/12

C 0 7 C 211/63

C 1 1 D 1/62

C 1 1 D 3/20

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月15日(2005.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 1】

使用する界面活性剤は、陰イオン性、陽イオン性、非イオン性、両性及び／または双性イオン性界面活性剤であることができる。好ましい非イオン性界面活性剤は、親水性基として、ポリオール基、ポリオールアルケニルエーテル基、またはポリオール基とポリグリコールエーテル基との組み合わせを含む。好ましいものは、8～22個の炭素原子を有する線状脂肪アルコールまたはアルキル基中に8～15個の炭素原子を有するアルキルフェノールにエチレンオキシド2～30モル、またはエチレンオキシド2～30モルとプロピレンオキシド5モルまで、またはプロピレンオキシドを5モルまで付加した付加生成物； グリセロールにエチレノキシド1～30モルを付加した付加生成物の(C<sub>12</sub>-C<sub>19</sub>)-脂肪酸モノ- また

はジエステル； 飽和または不飽和( $C_8-C_{18}$ )脂肪酸またはそのエチレンオキシド付加生成物のグリセロールモノ- もしくはジエステル並びにソルビタンモノ- もしくはジエステル； ( $C_8-C_{18}$ )- アルキルモノ- またはオリゴグリコシド並びにこれらのエトキシリ化された類似物； ひまし油または水素化されたひまし油にエチレンオキシド10~60モルを付加した付加生成物； エトキシリ化されたまたはエトキシリ化されていないモノ-、ジ- またはトリアルキルモノリン酸エステル、特にモノ-、ジ- またはトリ(ラウリルテトラグリコールエーテル)ο-リン酸エステル、及びモノ-、ジ- またはトリ(セチルテトラグリコールエーテル)ο-リン酸エステルである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

好みしい両性界面活性剤は、( $C_8-C_{18}$ )- アルキルまたはアシル基及び少なくとも一つの遊離のアミノ基及び少なくとも一つの-COOH または-SO<sub>3</sub>H 基を有する。好みしいものは、N-アシルグリシン、N-アルキルプロピオン酸、N-アルキルアミノ酪酸、N-アルキルイミノジプロピオン酸、N-ヒドロキシエチル-N- アルキルアミドプロピルグリシン、N-アルキルタウリン、N-アルキルサルコシン、2-アルキルアミノプロピオン酸及びアルキルアミノ酢酸であり、なおアルキル基は各々8~18個の炭素原子を有する。特に好みしいものは、N-ココ(coco)アルキルアミノプロピオネート、ココアシルアミノエチルアミノプロピオネート、及び( $C_{12}-C_{18}$ )-アルキルサルコシンである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

特に化粧料組成物、皮膚用組成物及び医薬用組成物などの上記組成物は、好みしくは界面活性剤混合物を含み、この際、特に好みしいものは、5:1~1:5の重量比の非イオン性界面活性剤と双性イオン性または両性界面活性剤との混合物、あるいは双性イオン性界面活性剤及び両性界面活性剤を含む任意の所望の混合物と非イオノゲン性界面活性剤との5:1~1:5の重量比の混合物である。